

平成31年度 補助方針

公益財団法人 J K A

目 次

平成31年度 補助方針	1
1. 補助事業の基本方針	1
2. 補助方針の位置づけ	1
3. 補助事業の手続き	2
4. 補助事業の実施期間	3
5. 補助事業の概要	3
6. 補助事業の補助率・上限金額	4
7. 補助の対象者	5
8. 補助の対象外となる者	6
9. 補助の対象となる経費	6
10. 申請方法	6
11. インターネット申請期間	6
12. 補助事業（要望）説明会の実施	7
13. 要望書類提出先	7
14. 審査・採否の決定	7
15. 審査の基準	7
16. 採否の通知	7
17. 補助事業事務手続説明会への出席	8
18. 補助事業である旨の表示	8
19. 補助事業の実施内容及び成果の公表	8
20. 補助事業の評価	8
21. 情報公開の実施	8
22. 問い合わせ方法	8
別添1 機械 補助の対象となる事業について	9
別添2 公益 補助の対象となる事業について	12
別添3 機械 補助事業の事業経費の基準	16
別添4 公益 補助事業の事業経費の基準	21
別添5 機械 公益 平成31年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	33

平成31年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成31年度の補助事業にあたっては、機械・公益事業のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果、また自転車活用推進計画の閣議決定やギャンブル等依存症対策基本法成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成31年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械振興補助事業の実施	公益事業振興補助事業の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程
	補助方針 ①-2 関連要領 ^{注2}	補助方針 ②-2 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

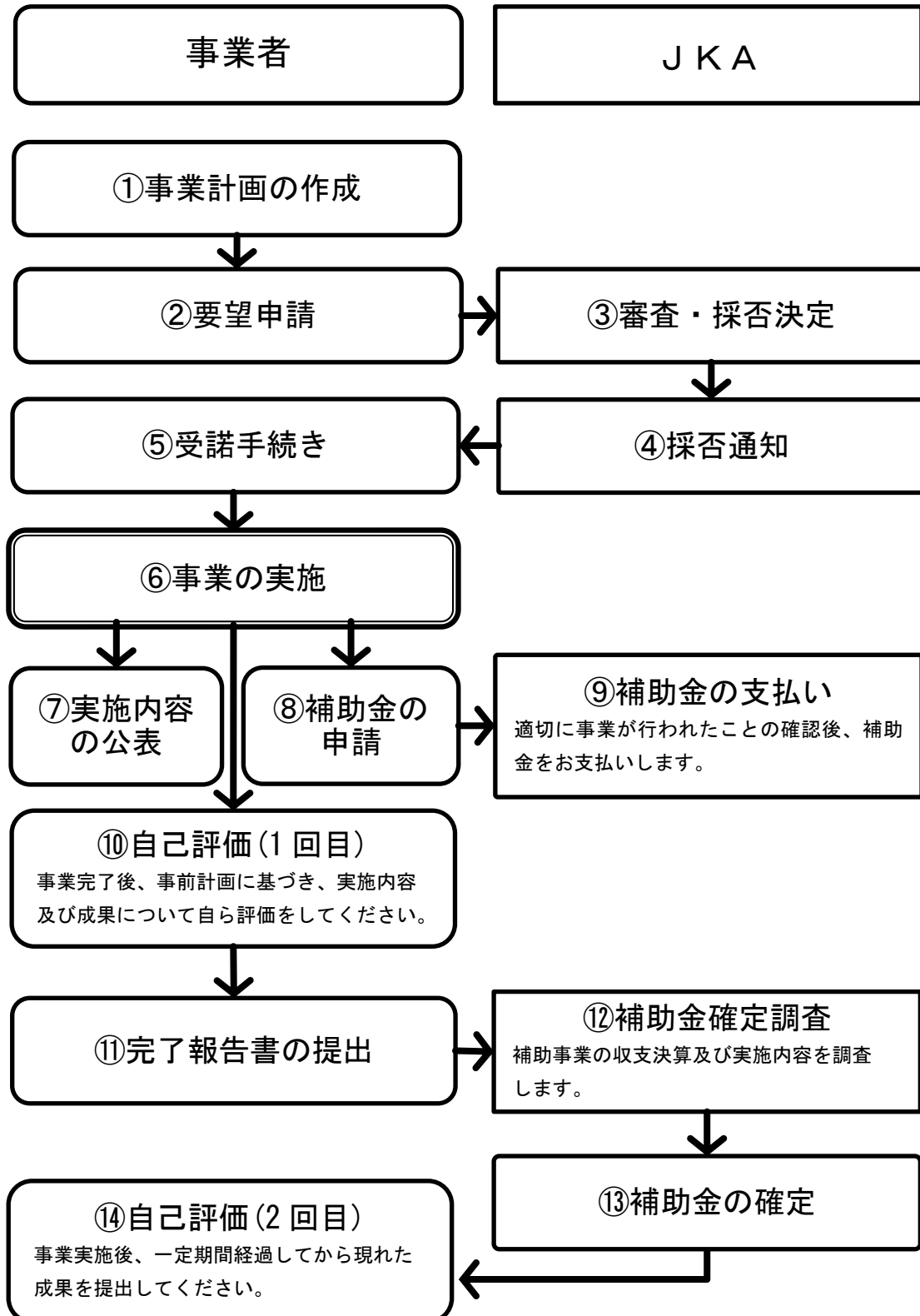
- ①-1 「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して以下「機振規程」という。）
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して以下「公益規程」という。）

注2：関連要領とは、以下を指します。

- ①-2 「機械振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-2 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。

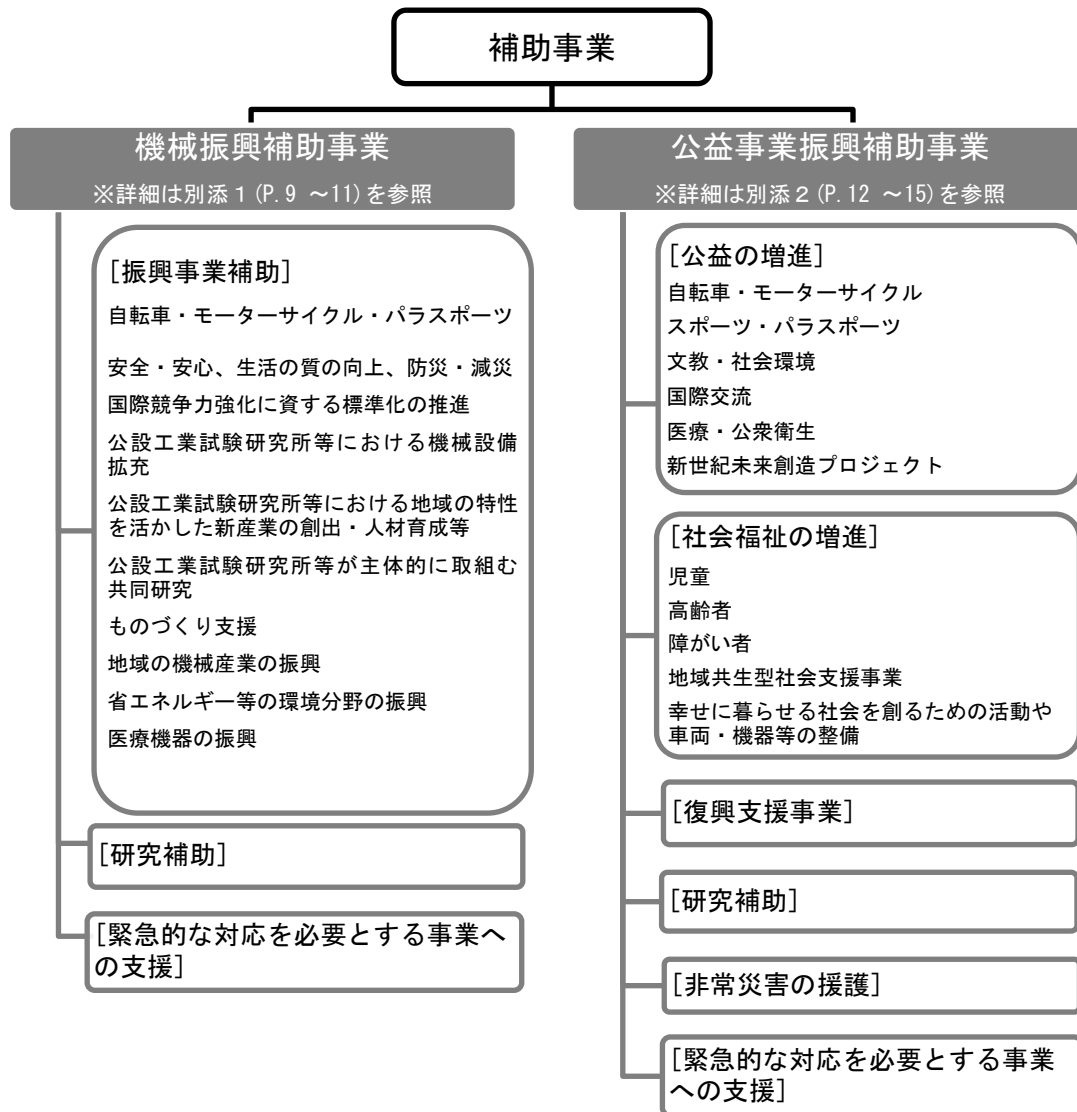


4. 補助事業の実施期間

平成31年4月1日以降に事業を開始し、平成32年3月31日までに完了することを原則とします。

5. 補助事業の概要

補助事業は、「機械振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



6. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	※1 補助率	※2 上限金額	
機械振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	自転車・モーターサイクル・パラスポーツ	9/10	20,000万円	
		安全・安心、生活の質の向上、防災・減災	4/5	5,000万円	
		国際競争力強化に資する標準化の推進	3/4	5,000万円	
		公設工業試験研究所等	機械設備拡充※3	2/3	5,000万円
			人材育成等		400万円
	共同研究	300万円			
	ものづくり支援 地域の機械産業の振興 省エネルギー等の環境 医療機器の振興※4	1/2	5,000万円		
	研究補助※5	個別研究	1/1	500万円	
		若手研究		200万円	
		開発研究		1,500万円	
複数年研究		500万円×2年			
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※6	※6	
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	自転車（競技力向上等）	事業費	9/10	18,000万円
		自転車・モーターサイクル スポーツ・パラスポーツ	事業費	4/5	6,000万円
			施設の建築※7		18,000万円
			施設の補修※8		6,000万円
		社会環境 国際交流	事業費	2/3	5,000万円
			施設の建築※7		10,000万円
	施設の補修※9		5,000万円		
	医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費	1/2	5,000万円	
		検診車の整備		3,100万円	
	新世紀未来創造プロジェクト	1/1	100万円		
	社会福祉の増進	児童 高齢者 障がい者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための 活動や車両・機器等の整備	事業費	3/4	5,000万円
			施設の建築※7		8,000万円
			福祉車両の整備		315万円
			福祉機器の整備		750万円
			施設の補修※10		5,000万円
復興支援事	1/1	300万円			
研究補助※11	1/1	100万円			
非常災害の援護			1/1		
緊急的な対応を必要とする事業への支援			※12	※12	

- ※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
 なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。
- ※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。
 ・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
 ・施設、車両の種類によって補助率、基準単価が異なります。
- ※3：1機器あたりの上限金額は3,000万円となります。
- ※4：医療機器の整備については、上限金額は2,500万円となります。
- ※5：機械の振興に資する研究
- ※6：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。
- ※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。
- ※8：自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設
- ※9：更生保護施設
- ※10：社会福祉施設
- ※11：公益及び社会福祉の増進に資する研究（地域社会の共生に資する研究）
- ※12：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。

7. 補助の対象者

(1) 機械振興補助事業

① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援

財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、特別の法律に基づいて設立された法人、その他公共的な法人

なお、自転車・モーターサイクルの支援に資する事業に限り日本国内に法人格を有する企業も対象者とする。

② 研究補助

大学等研究機関^{※2}に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}

（注）補助金交付要望書を提出してから当該事業が完了するまでの間に所属機関の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は、原則として補助金の交付を受けられない、もしくは補助金の交付決定を取り消すものとする。

(2) 公益事業振興補助事業

① 公益の増進（新世紀未来創造プロジェクトは除く）、社会福祉の増進、復興支援事業^{※4}、緊急的な対応を必要とする事業への支援

特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、商工会、商工会議所、私立特別支援学校を運営する学校法人、特別の法律に基づいて設立された法人

② 新世紀未来創造プロジェクト

国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）

③ 研究補助

大学等研究機関^{※2}に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{※3}

（注）補助金交付要望書を提出してから当該事業が完了するまでの間に所属機関の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は、原則として補助金の交付を受けられない、もしくは補助金の交付決定を取り消すものとする。

④ 非常災害の援護

上記①の法人であって、以下の事業を実施する者

- ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者
- ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。

※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。

※3 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の下承が必要となります。

※4 復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者（大学院生等の学生でないこと）も対象となります。なお、大学に所属する研究者が申請する場合は、所属長の下承が必要となります。

8. 補助の対象外となる者

- (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者
- (2) 建築、補修、福祉車両の整備は、直近2年間（平成29、30年度）に本財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル関連施設は除く）
- (3) 研究補助は、平成30年度複数年研究の補助を受けた者

9. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

- (1) 機械振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.16~20)をご参照ください。
- (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.21~32)をご参照ください。

10. 申請方法

「競輪とオートレースの補助事業」ホームページにおける事業者登録及びインターネット申請が必要となります。

※別途要望書類の郵送も必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、「競輪とオートレースの補助事業」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

11. インターネット申請期間

補助事業により、インターネット申請期間が異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業

平成30年8月1日（水）10時～9月14日（金）15時

※事業者登録は9月13日（木）15時までに完了してください。

9月13日（木）15時の時点で事業者登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。（要望書類の必着期限 9月20日（木）17時）

- (2) 公設工業試験研究所等及び研究補助

平成30年10月15日（月）10時～11月20日（火）15時

※事業者登録は11月19日（月）15時までに完了してください。

11月19日（月）15時の時点で事業者登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。（要望書類の必着期限 11月26日（月）17時）

- (3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援

平成31年度内において随時受付けております。

（注：ただし、平成31年度内に着手する必要があります。）

1 2. 補助事業（要望）説明会の実施

補助事業及び補助事業要望手続きに関する説明会を開催します。詳細は「競輪とオートレースの補助事業」ホームページでお知らせします。

1 3. 要望書類提出先

〒108-8206 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス25階
公益財団法人JKA 補助事業部

1 4. 審査・採否の決定

- (1) 補助事業の選定については、透明性を確保するため、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、採否を決定します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。

1 5. 審査の基準

機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。

- (1) 組織の審査
 - ①組織の適格性
 - ②組織の事業遂行力
 - ③自己評価の体制
- (2) 要件審査
 - ①補助対象事業との適合性
 - ②継続事業（継続事業の場合の妥当性）
 - ③公益性の確保
 - ④複数年度事業（複数年度事業の場合の妥当性）
 - ⑤広報計画
- (3) 事業審査
 - ①社会的課題の把握と解決策の妥当性
 - ②事業目標の妥当性
 - ③事業効果の妥当性
 - ④事業の新規性（又は事業継続の妥当性）
 - ⑤事業の発展性

1 6. 採否の通知

- (1) 文書をもって、採否をお知らせします。
- (2) 一部事業については、交付決定通知をお渡しする際、補助事業審査・評価委員会で付された意見をお知らせします。
- (3) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

17. 補助事業事務手続説明会への出席

採択された者には、平成31年4月（予定）に実施される補助事業事務手続説明会にて交付決定通知をお渡ししますので、必ず出席してください。（出席に要する費用は自己負担となります。）

18. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、競輪・オートレースの補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

19. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開及び競輪・オートレース振興への取組みへの協力※を交付条件とします。

※補助事業者が本財団に提出する一切の資料（補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、動画・写真等）は、「競輪とオートレースの補助事業」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表することを原則とします。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

20. 補助事業の評価

補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。

また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

なお、提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「競輪とオートレースの補助事業」ホームページにおいて公表します。

21. 情報公開の実施

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

22. 問い合わせ方法

「競輪とオートレースの補助事業」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

補助の対象となる事業について

I. 振興事業補助

1. 自転車・モーターサイクル・パラスポーツの支援に資する事業

東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けた取組みはもとより、環境に配慮した自転車・モーターサイクルの活用等機械振興に資する事業を幅広く支援します。

- (1) 自転車競技に関する競技力向上及び競技運営力向上に寄与する機材等の開発・改良・調査・研究等に関する事業
- (2) 自転車・モーターサイクルを活用した環境にやさしい社会づくりに資する事業や自転車・モーターサイクルのIoT化の促進を支援する事業
- (3) パラスポーツに関する競技力向上に寄与する機材等の開発・改良・調査・研究等に関する事業

2. 安全・安心、生活の質の向上及び防災・減災に関する事業

機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術の開発・改良やIT技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組み及び自然災害等への対策を支援します。

- (1) 安全・安心、生活の質の向上に資する取組みに関する事業
- (2) 自然災害等に対する防災・減災のための調査・研究等に関する事業
- (3) 障がいのある人が幸せに暮らすための機器の開発・改良

3. 国際競争力強化に資する標準化の推進

機械産業の国際競争力強化に資する標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。

4. 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充、新産業の創出・人材育成、共同研究

地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業や産業人材の育成等を支援するとともに公設試が主体的に取り組む研究を通じ、地元企業、大学等と連携して行う共同研究についても支援していきます。

- (1) 機械設備拡充事業
- (2) 地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業
- (3) 公設試が主体的に取り組む共同研究

5. ものづくり支援、地域産業の振興、省エネルギー、医療機器の振興等への支援

地域のニーズに応じたものづくり、新産業の創出、省エネルギーの推進や環境問題への対応など社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。

(1) ものづくり支援に資する事業

- ・ 知的財産の創出につながる先端技術の開発
- ・ 付加価値の向上、新規事業の創出
- ・ ロボット技術や ICT を活用した超省力・高品質生産を実現する新たな取組み（農水林業等）
- ・ 農商工連携等、異分野の技術を統合した試作品の開発、等

(2) 地域の機械産業の振興に資する事業

- ・ 事業基盤強化
- ・ 新規事業の展開
- ・ 地域ブランド展開のための調査研究、等

(3) 省エネルギー等の環境分野の振興

- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み
- ・ 新エネルギーの開発
- ・ 環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化
- ・ 再生可能エネルギー等の技術開発、等

(4) 医療機器の振興に資する事業

- ・ 医工連携等、異分野の技術を統合した試作品の開発
- ・ 難病及び希少難病を克服するための機器の開発・改良に関する調査研究
- ・ 難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）、等

II. 研究補助

機械振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」、「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」、「新技術又は新製品の实用化を目指す研究」及び「複数年に渡る継続した研究」を支援します。

1. 研究の種類

(1) 個別研究（上限500万円）

- ・ 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究

(2) 若手研究（上限200万円）

- ・ 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者（研究に従事してから概ね15年以内にある者）による研究

(3) 開発研究 (上限 1, 500 万円)

- ・ 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している研究者が、新技術又は新製品の実用化を目的として行う研究

(4) 複数年研究 (上限 500 万円×2 年)

- ・ 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による 2 年間にわたる研究

※同一研究者が(1)～(4)を重複して要望することはできません。

2. 研究期間

- (1) 個別研究 1 年
- (2) 若手研究 1 年
- (3) 開発研究 1 年
- (4) 複数年研究 2 年

※(4)については1年目の研究の内容を基に2年目の承認の認否を審査いたします。
審査の結果、2年目の補助金が認められない場合があります。

Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記 I に該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します(通称:緊急支援事業)。選定基準等については、別添 5 の「平成 31 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P. 33)をご参照ください。なお、当該事業に関しては、予め「競輪とオートレースの補助事業」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助の対象となる事業について**I. 公益の増進****1. 自転車・モーターサイクル**

競技の普及促進等・競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業、自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備を支援します。

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上等に資する事業
- (2) 自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業
- (3) 自転車・モーターサイクルの安全利用等、人にやさしい健康で安全な社会づくりの推進及び交通マナーを啓発する事業
- (4) 自転車・モーターサイクルの活用による地域振興に資する事業
- (5) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築
- (6) 自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築
- (7) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

2. スポーツ・パラスポーツ

競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツ・パラスポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。

- (1) 国内スポーツ・パラスポーツ競技力向上のための事業
- (2) 全国的なスポーツ・パラスポーツ大会の開催
- (3) 国際相互理解の増進に資する事業
- (4) スポーツ・パラスポーツ振興やスポーツ界における諸問題の解決に資する調査研究及びセミナー、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等

3. 社会環境

安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。

- (1) 警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動
- (2) 地域社会の安全・安心に資する活動
- (3) 更生保護施設の建築
- (4) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業

4. 国際交流

グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。

5. 医療・公衆衛生

健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業を支援します。

- (1) 健康や命を守る医療の活動
- (2) 検診車の整備

6. 文教・社会環境

伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取組む事業を支援します。

- (1) 親と子のふれあい交流活動
- (2) 地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動
- (3) 学術・文化の振興のための活動
- (4) 青少年の健やかな成長を育む活動
- (5) 豊かな自然と動植物を大切にす活動
- (6) 消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等

7. 新世紀未来創造プロジェクト

小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。

- (1) 地域ふれあい交流活動
学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取組む活動
- (2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動
学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取組む活動
- (3) 社会福祉活動
子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動

II. 社会福祉の増進

福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取組み、児童・高齢者・障がい者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。

1. 児童

子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取組む活動を支援します。

また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 虐待から子どもを守る施設の建築
- (3) 児童福祉施設の建築

2. 高齢者

日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

- ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動

3. 障がい者

障がい者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動等、障がい者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、地域への移行に資する施設及び障がいのある青少年の健全育成のための施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 障がいのある人が幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 障がい者の地域活動のための施設の建築
- (3) 障がい者のための施設の建築
- (4) 障がいのある青少年の健全育成のための施設（私立特別支援学校）の建築
- (5) 身体障がい者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動
- (6) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築

4. 地域共生型社会支援事業

- ・児童、高齢者、障がい者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動

5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設で必要な自立を支援する福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。

- (1) 福祉車両の整備
- (2) 福祉機器の整備
- (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動
- (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動
- (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動
- (6) 子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、事故、犯罪から守るための活動

- (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された社会福祉施設の補修事業

Ⅲ. 復興支援事業

東日本大震災・平成28年熊本地震の被災者・被災地域において主体的に取組み、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。

- (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動
- (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障がい者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）
- (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）
- (5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動
- (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動

Ⅳ. 研究補助

地域社会の共生に資する「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。
・大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者（研究に従事してから概ね15年以内にある者）による研究

Ⅴ. 非常災害の援護

今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。

また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。

- (1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業
- (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業

Ⅵ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成31年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」(P.33)をご参照ください。なお、当該事業に関しては、予め「競輪とオートレースの補助事業」ホームページの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもの限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。 ・海外での経費は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	海外での経費は対象となりません。
		宿泊料	8,000 円/泊	・食費は対象となりません。 ・海外での経費は対象となりません。
		海外航空賃 (デイスカウトエコミ-)		任意保険等は対象となりません。
物件費	機械設備費	機械装置		研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費	試薬、試料、備品、 資材等		研究に使用するための試薬、試料、備品及び 資材等が対象です。
事業費	委員手当	委員会等に出席 した委員への手当	9,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ず ると認められる者に委嘱した場合が対象で す。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	謝 金	・通訳への謝金 ・講習会、セミナー 等における講師、 出演者等への謝金	50,000 円/日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等 に学識者（これに準ずると認められる者） 又は、それを職業とする専門家に依頼した 場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		専門的な業務に従 事する者への謝金	9,000 円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に 依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研 究に直接従事する 研究者に対する手 当	9,000 円/日	博士の学位を有する者、若しくは、当該法人 において研究員の役職を有し、十分な研究実 績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上 で直接必要なアル バイトの手当	6,000 円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミ ナーその他の行事のためにその期間中一時 的に会場を借上げるための経費及び付帯す る機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助 事業であることが示されているものに限り 対象です。

別添 3

機械

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	運送料	事業に直接必要な送料		郵送料、重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費	図書、資料等		・当該事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象です。
	機器借上料	機器等の借上料		研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。
	原稿料	原稿料、速記料		
	翻訳料	外国語の和訳料、日本語の外国語訳料、外国語の翻訳料等		
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	・アンケート調査等の集計、シンポジウムの会場設営 ・運営等を外部に委託する場合の経費		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。
委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満		

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の事務所の借室料及び事務所経費

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時傭役費」の重複

(2) 医療機器の整備

3,000千円以上50,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要な不可欠な機器に限ります。

別添3

機械

(3) 公設試における機械設備拡充事業

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
物件費	機械設備費	機械装置	・搬出・設置に関わる工事費は対象外となります。 ・設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(4) 公設試における地域の特性を活かした新産業の創出・人材育成に資する事業

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		航空賃 (普通席)		
事業費	謝 金	・通訳への謝金 ・講習会、セミナー等における講師、出演者等への謝金	50,000 円/日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		専門的な業務に従事する者への謝金	9,000 円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費	試薬、試料、備品、資材等		研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材等が対象です。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

(5) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備 考
物件費	機械設備費	研究に使用するための機械装置	
	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、備品、資材等	

II. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
旅費	旅費	交通費、日当、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するにあたり研究者及び研究作業者が海外・国内への出張または移動にかかる経費が対象です。 ・旅費の算定にあたっては、所属機関の旅費規程等によるものとします。
物件費	機械設備費	機械装置	研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費	試薬、試料、備品、資材、消耗品、ソフトウェア、図書、書籍、試作品等	消耗品等の定義・購入手続きは所属機関の規程等によるものとします。
事業費	謝金	研究協力者（学生含む）及び講師、通訳、翻訳者等個人に対する支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動に必要な作業及び知識や技術の提供に対する協力者が対象です。 ・所属機関に勤務する常時雇用労働者の人件費は対象とはなりません。 ・代表研究者及び共同研究者は対象者となりません。 ・謝金の算定にあたっては、所属機関の謝金支給規程等によるものとします。
	印刷費	報告書、チラシ、ポスター、研修会用テキスト等	競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート調査等の集計、実験作業等業者に対する支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・研究活動に必要な業務を外部業者に委託する場合の経費が対象です。
	その他（諸経費）	学会参加費、機器・物品等の借上料、論文投稿料、論文掲載料、論文別刷り代、特許関連経費、送料等	上記の節以外で研究活動に直接必要な経費が対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 飲食代
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む）
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費

Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「振興事業補助」に準ずる。

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築（新築）

新たに施設を建築する事業で施設の増改築は除きます。

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

①自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設を補修する事業

②補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

①設計監理費

②建築整備の実施に必要不可欠な経費

③建築時に必要とされる付帯設備費

④建築時に必要とされる備品などの初度調弁費

（単価 5 万円以上を対象とします。）

(2) 補修

①設計監理費

②補修の実施に必要不可欠な経費

※ 以下の経費は補助の対象外となります。

①既存建物の買取りに係わる経費

②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費

③既存施設及び設備の撤去費

④付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）（注3）
	鉄筋コンクリート造	187
	鉄骨造	170
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1） 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2） 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築にあたっては、上記建築基準単価によらず、1台当たりの基準単価を複層型は72千円、平面型は43千円とする。

別添 4

公益

(注3) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※ (建築工事見積総額—付帯設備工事費) ÷ 延べ床面積 = 1 m²当たりの単価

② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。

- ・設計監理費
- ・電気設備
- ・給排水衛生換気設備
- ・ガス設備
- ・自動火災報知機設備
- ・非常用照明設備
- ・非常通報装置設備
- ・消火設備
- ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価（新築）

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価（上限）	備 考
暖冷房設備		
暖冷房設備	建築基準単価の 13%	
床暖房	1 m ² 当たりの基準単価 21,000 円	設置面積のみを対象とする。
エレベーター設備	4 停止 1 基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型（積載 200kg/3 人乗）の 場合 1 基につき 2,000 千円	
合併処理槽設備	定員 1 人当たり 100 千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1 施設当たり 10,000 千円を限度とする
スプリンクラー設備		
1 m ² 当たりの基準単価	14,200 円	設置面積のみを対象とする
1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000 円	

3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）

○公益の増進関連

施設	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)
自転車・モーターサイクル		
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：180,000 千円）		
(2) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設（上限金額：1 施設 60,000 千円）		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)
社会環境		
(3) 更生保護施設 (上限金額 : 100,000 千円)		
更生保護施設	-	-
更生保護施設職員 宿舎	-	-

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)		
児 童				
(1) 虐待から子どもを守る施設 (上限金額 : 80,000 千円)				
児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1施設 150を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり 112を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり 11.38を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設 29.8を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり 7.2を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設 80.3を加算		
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129
情緒障害児短期治療施設	1名当たり	30.7	1名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1施設 230を加算		
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-		1施設当たり	1,000
児童自立支援施設	1名当たり	36.8	1名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1名当たり 14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり 108を加算
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 80,000 千円)				
母子生活支援施設	1世帯	60.4	1世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり 37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり 112を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり 7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 44を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 9.4を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)	
児童厚生施設	—		1 施設当たり	1,000
知的障害児施設	1 名当たり		23.8	1 名当たり 129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設	100 を加算	
福祉型児童発達支援センター	—		1 施設当たり	1,000
医療型児童発達支援センター	—		1 施設当たり	1,000
盲・ろうあ児施設	1 名当たり		23.9	1 名当たり 129
重症心身障害児施設	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり 129
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7	
自閉症児施設	1 名当たり	第 1 種	27.9	1 名当たり 129
		第 2 種	24.4	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 (第 2 種)	1 施設	100 を加算	
児童家庭支援センター	1 施設		84.4	
ショートステイ施設	1 名当たり		11	1 名当たり 118
児童自立援助ホーム	1 名当たり		23.3	1 名当たり 129
自立訓練棟	—		1 施設当たり	1,000
障がい者				
(1) 障がい者の地域活動のための施設 (上限金額: 50,000 千円)				
障害者地域活動拠点施設※	1 施設		300	1 施設当たり 1,000
(2) 障がい者のための施設 (上限金額: 50,000 千円)				
障害者グループホーム	—		1 施設当たり	1,000
障害者福祉ホーム	1 名当たり		39.7	1 名当たり 129
作業所	—		1 施設当たり	1,000
(3) 障がいのある青少年の健全育成のための施設 [私立特別支援学校] (上限金額: 80,000 千円)				
(4) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額: 50,000 千円)				

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障がい者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の 2 点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な施設であること。

(2) (1) に加えて、「障がい者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

4. 施設の補修基準（対象施設、補修対象、上限金額）

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	60,000 千円
	付属建物：漏水している屋根及び外壁の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設（ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース）の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設（付属建物含む）及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設で必要な関連機械器具の補修 	
更生保護施設、社会福祉施設	漏水している屋根及び外壁の補修	50,000 千円

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上（自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。）を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

Ⅱ. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
		海外航空賃 (デイスカウトエコミ-)		任意保険等は対象となりません。
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	委員手当	委員会等に出席した委員への手当	9,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められる者に委嘱した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	謝 金	・医師への謝金 ・弁護士への謝金 ・通訳への謝金 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等への謝金	50,000 円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
		看護師への謝金	12,000 円/日	当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
		専門的な業務に従事する者への謝金	9,000 円/日	・学識者又はこれに準ずると認められる者に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日	博士の学位を有する者、若しくは当該法人において研究員の役職を有し、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの手当	6,000 円/日	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
	機材・備品借上料			

別添 4

公益

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	運送料	事業に直接必要な送料		郵送料、重量物の運送費も含まれます。
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費		
	原稿料	原稿料、速記料		
	翻訳料	外国語の和訳料、日本語の外国語訳料、外国語の翻訳料等		
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料（発送経費を含む。）		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費は対象となりません。
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料			会費を徴収しない競技のみが対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

○事業者の事務所の借室料及び事務所経費

○同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

別添 4

公益

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。（ただし、「研究員手当」、「競技運営費」、「給付金」を除く。）
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒等の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 検診車の整備

種 類		基準単価 (千円)	備 考
検 診 車	胃胸部併用×線デジタル検診車	62,000	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部×線デジタル検診車	50,000	
	胸部×線デジタル検診車 (高圧)	43,000	
	婦人検診車	50,000	
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

Ⅳ. 福祉車両の整備

(1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）が対象です。
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両が対象です。
福祉タクシー等の営業ナンバー（緑ナンバー）を取得して行う事業は対象となりません。
- ③ 移送車 1、2、3 は、法定の社会福祉施設を有する法人に限り対象です。

(2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及び J K A 指定の補助標識^{注1}の表示に係わる経費^{注2}が対象です。

(注1) 補助車両には J K A が指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

(注2) 自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象となりません。

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660 以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200
移送車 1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660 以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400
			1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700
移送車 2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300
移送車 3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600
			1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000
移送車 4	送迎用の乗用車で、乗車定員 7 人以上、10 人以下の車両(ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

V. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

- ①リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が 1,000 千円以上 10,000 千円以下であること
- ②介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、事業費総額が 1,000 千円以上 2,000 千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VI. 復興支援事業

・対象となる経費は、復興支援活動に直接必要となる経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材が対象です。
事業費	A. 専門業務謝金	専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)への謝金	12,000 円/日	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000 円/日	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費が対象です。 ・補助金総額の 50%以内とします。
	C. 臨時傭役費	アルバイトの手当	6,000 円/日	・交通費を含む額です。 ・当該法人の役職員は対象となりません。
上記 A+B+C の合計額が補助金総額の 70%以内とします。				
	借上料	事務所・会議室借上料		事務所の光熱水費は対象となりません。
		・車両借上料 ・機材・備品借上料		車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費及びバス等のチャーター代、借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代が対象です。
	運送料	事業に直接必要な送料		郵送料、重量物の運送費も含みます。
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料(発送経費を含む。)		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	保険料			復興活動する人を対象とした保険料が対象です。
	消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費が対象です。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の 50%以内とします。

VII. 研究補助

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
旅費	旅費	交通費、日当、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するにあたり研究者及び研究作業者が海外・国内への出張または移動にかかる経費が対象です。 ・旅費の算定にあたっては、所属機関の旅費規程等によるものとします。
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品、備品、資材、消耗品、ソフトウェア、図書、書籍、試作品等の購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品等の定義・購入手続きは所属機関の規程等によるものとします。
事業費	謝金	研究協力者（学生含む）及び講師、通訳、翻訳者等個人に対する支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動に必要な作業及び知識や技術の提供に対する協力者が対象です。 ・所属機関に勤務する常時雇用労働者の人件費は対象とはなりません。 ・代表研究者及び共同研究者は対象者となりません。 ・謝金の算定にあたっては、所属機関の謝金支給規程等によるものとします。
	印刷費	報告書、チラシ、ポスター、研修会用テキスト等	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート調査等の集計、実験作業等業者に対する支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・研究活動に必要な業務を外部業者に委託する場合の経費が対象です。
	その他（諸経費）	学会参加費、機器・物品等の借上料、論文投稿料、論文掲載料、論文別刷り代、特許関連経費、送料等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の節以外で研究活動に直接必要な経費が対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 飲食代
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む）
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費

Ⅷ. 非常災害の援護

(1) 対象となる法人

- ①定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、
供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人
- ②定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復
興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人

(2) 対象となる事業

法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業

Ⅸ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。

平成31年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項

1. 選定基準

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成31年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができること。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業ではないこと。

2. 事業期間

平成32年3月31日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成31年4月1日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

5. 適用

平成31年4月1日から適用する。



公益財団法人 JKA

〒108-8206
東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス25階

JKA補助事業ホームページアドレス

<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>

日本が生んだ世界のスポーツ

